



日頃は株式会社トーカイをご愛顧賜り誠に、ありがとうございます。

何かと忙しい師走まであとわずかとなりました。冷え込む時期でありますので健康には十分注意して頂き風邪などひかぬよう、温かくお過ごしください。



『ヒートショック』にご用心!

冬の時期、暖房により暖かい部屋と暖房の無い浴室やトイレなどの温度差が10℃以上になることはまれではありません。ヒートショックを起こさないように注意が必要です。

ヒートショックとは

ヒートショックとは温度の急激な変化で血圧が上下に大きく変動する等によって起こる健康被害ととらえる事ができます。失神したり、心筋梗塞や不整脈、脳梗塞を起こす事があり、特に冬場に多く見られます。また、高齢者に多いのが特徴です。

入浴時等の温度差が大きくなりがち、この季節はヒートショックの影響を最も受けやすい時期となります。対策を行い、注意しましょう。

ヒートショックになりやすい人の特徴

- 高血圧、糖尿病、動脈硬化の病気をもっている。
- 肥満気味である。
- 高齢者である。
- 一番風呂に入ることが多い。
- 熱い風呂が好きである。
- お酒を飲んでから入浴することがある。

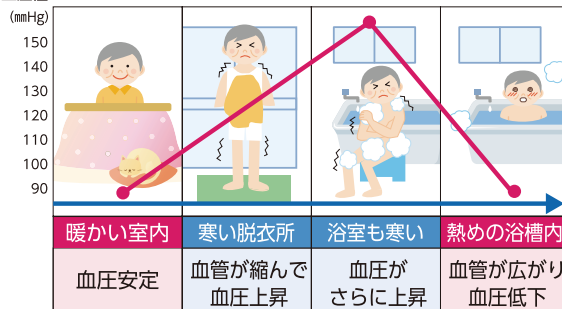


ヒートショックの予防法

- 部屋間の温度差を最小限に抑える。
- 脱衣室や浴室、トイレを暖房器具で暖める。
- 夕食前、日没前に入浴する。
- 食事直後、飲酒時の入浴を控える。
- 一人での入浴を控える。



血圧値 (mmHg)



ヒートショックは交通事故より多い!?

2011年には約1万7000人もの方がヒートショックに関連した入浴中急死をしたと推計され、その死者数は交通事故による死亡数を上回ります。

また、12月から1月にかけては入浴中に心肺機能停止となる方が最も少ない8月のおよそ11倍に急増するそうです。

ヒートショックは医学用語ではないので死亡診断書にヒートショックという用語は出てくず、「溺死」や「病死」と記入されているため、ヒートショックが原因と思われる死亡の正確な統計データはありません。しかし、家庭のお風呂で溺死する人は年間3,000~4,000人いるという厚生労働省の統計と、2012年に東日本全消防本部の81%の調査協力を得て実施した調査結果から推計すると、上記の数値になると推計されます。

そのうち1万4000人ぐらが高齢者の方だと考えられます。(東京都健康長寿医療センター調べによる)

松山編

トーカイ従業員おすすめ情報をピックアップ!
トーカイのご当地グルメ

株式会社六時屋『六時屋タルト』

〒790-0878 愛媛県松山市勝山町2丁目18-8 TEL:089-941-6666(代)

タルトは原名为タルトレート (TART LETTE) といひ、約300年前にポルトガル人によって伝えられました。

当時、幕府の命令で松山藩主・松平定行公が長崎の海上警備に当たった際に食した南蛮菓子タルトを気に入り、松山に持ち帰ったとの事。当時の南蛮タルトはカステラの中にジャムが入ったものですが、現在のあん入りタルトは、定行公が考案されたものと思われます。その後、製法を城下商家に伝え、原材料、製造工程に改良が加えられ、松山の名産となりました。



六時屋タルトは、北海道産の厳選された極上小豆を使用した自社製あんを、カステラで一本一本巻きあげる手作りにより、独特の風味に仕上げられています。全てすだれを用いた職人の手巻きで一本一本丁寧に作ったもので、そのうえ食品添加物も一切使用していないあん入りタルトです。

読者プレゼント 20名様

トーカイ通信に関する意見・ご感想などをお寄せいただいた方の中から抽選で20名様にプレゼント。 ※詳しくは裏面をご覧ください。



松山営業所のおすすめ

左から 里、露成、野中、阿部、光宗



松山市には今年で120年を迎える道後温泉があり、例年多くの観光客がその風格・歴史を感じるために訪れています。

松山営業所もこれからどんどん歴史を作っていくよう従業員が一致団結して日々頑張っています。

こんな歴史がある松山市の銘菓で六時屋タルトに是非かぶりついてみてください。

六時屋 屋号の由来と歴史

六時屋さんの屋号は、時計で六時は長針と短針がまっすぐになる事から「まっすぐ正直な心で商売をしよう」と命名されたそうです。

1933年に創業され、長い歴史の中で、1953年(昭和28年)第8回国民体育大会時には昭和天皇にお召し上がりいただくお菓子として御命を賜っており、1966年の植樹祭の際には、昭和天皇より再度、御命を賜っております。70周年を迎えた2003年には、記念として「超特選タルト70」が新発売されました。

厚生労働省は、平成27年9月29日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(平成27年厚生労働省令第150号)が公布されたことに伴い、平成28年1月1日以降、介護保険法施行規則に基づく申請事項等に個人番号を追加することとする事務連絡(介護保険最新情報Vol.496)を出しました。

マイナンバー開始に伴い、介護保険に関する対応についても今後、厚生労働省より順次案内されると思われます。

介護保険最新情報 Vol.496より抜粋情報



第1 改正の趣旨 (介護保険法施行規則部分に限る。)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)及び行政手続における**特定の個人を識別するための番号※**の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号。以下「番号利用法整備法」という。)の施行に伴い、

- ①個人番号の取得・確認を行うため、介護保険法施行規則に基づく資格取得の届出等の申請事項に個人番号を追加し、
- ②番号利用法に基づく条例の規定による同一自治体における庁内連携により、厚生労働省所管の各制度の事務において添付書類等を省略可能とするといった規定の整備を行う。

※いわゆるマイナンバー

第2 個人番号が追加される申請事務一覧 (括弧内は、介護保険法施行規則の根拠条文)

- 資格取得の届出等(第23条)
- 住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出(第25条)
- 被保険者証の交付(第26条)
- 被保険者証の再交付及び返還(第27条)
- 負担割合証の交付等(第28条の2)
- 氏名変更の届出(第29条)
- 住所変更の届出(第30条)
- 世帯変更の届出(第31条)
- 資格喪失の届出(第32条)
- 要介護認定の申請等(第35条)
- 要介護更新認定の申請等(第40条)
- 要介護状態区分の変更の認定の申請等(第42条)
- 要支援認定の申請等(第49条)
- 要支援更新認定の申請等(第54条)
- 要支援状態区分の変更の認定の申請等(第55条の2)
- 介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請(第59条)
- 介護保険法施行令第22条の2第6項の規定の適用の申請(第83条の2の3)
- 高額介護サービス費の支給の申請(第83条の4)
- 高額医療合算サービス費の支給の申請(第83条の4の4)
- 特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定(第83条の6)
- 特定入所者の負担限度額に関する特例(第83条の8)
- 介護保険法施行令第29条の2の2第6項の規定の適用の申請(第97条の2の2)
- 高額介護予防サービス費の支給の申請(第97条の2の3)
- 医療保険者からの情報提供(第110条)



介護保険最新情報 vol.497より抜粋情報

介護保険最新情報Vol.497(平成27年9月29日)が上記通知と同時に事務連絡され、下記の申請書等の新たな様式について案内がされています。

- ①「高額医療合算介護サービス費等の支給の運用等について」等の一部改正について
 - 別添1 高額介護合算療養費等支給申請書 兼自己負担額証明書交付申請書(案)
 - 別添2 介護保険基準収入額適用申請書
 - 別添3 介護保険負担限度額認定申請書
- ②「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の様式について」等の一部改正について
 - 別添1 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書
 - 別添2 介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書
 - 別添3 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書
- ③「要介護認定等の実施について」の一部改正について
 - 別添1-1 介護保険 要介護認定・要支援認定 要介護更新認定・要支援更新認定 申請書
 - 別添1-2 介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更申請書
 - 別添1-3 介護保険 サービスの種類指定変更申請書

参考 HPリンク

内閣官房 (社会保障・税番号制度 HP)

検索ワード

内閣官房 マイナンバー

検索

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/#c02>

WAM NET (介護保険最新情報)

検索ワード

WAM NET 介護保険最新情報

検索

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/gyoseiShiryou/kaigohoken/kaigoZenpan/kaigoZenpan010/>

トーカー通信に関するご意見・プレゼントの応募について

プレゼント応募締切:2015年11月30日(月)

トーカー通信に関するお声をお寄せいただいた方の中から抽選で「六時屋タルト(小サイズ2本入り)」を合計20名様にプレゼントいたします。右記方法にてお声をお寄せください。ご感想もお待ちしております!! (ペンネーム可)

【プレゼントのご応募について】

「内容」のところにご意見とご希望の「プレゼント商品名」をご記入ください。当選者には、ご登録いただきましたメールアドレスより、改めて送付先をお伺いさせていただきます。(ご連絡は、@tokai-corp.com がドメインのアドレスより送信させていただきます。)

【個人情報の使用目的について】

ご記入された個人情報等は以下の目的にのみ使用し、以下の場合を除いて、第三者に提供いたしません。

- 統計データを作成し、今後のトーカー通信の作成や商品やサービスの向上を図るため
- プレゼント当選者への商品の発送のための配送業者への住所・氏名・電話番号の開示のため

●発行・編集/株式会社トーカー シルバー事業本部 企画課 〒500-8828 岐阜県岐阜市若宮町9丁目16番地
[電話]058-263-0157 [FAX]058-263-0151

2015.11[vol.18]

受付は終了しました